



契 約 書

最高裁判所庁舎設備運転管理業務（以下「業務」という。）に関し、発注者最高裁判所（以下「発注者」という。）と受注者日本空調サービス株式会社（以下「受注者」という。）とは、次の条項及び別紙仕様書により請負契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（業務の名称、場所等）

第1条 業務の名称、場所、期間及び請負代金は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 最高裁判所庁舎設備運転管理業務
- (2) 場 所 東京都千代田区隼町4番2号 最高裁判所
- (3) 期 間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 請負代金 金128,575,700円
(うち消費税及び地方消費税額 金11,688,700円)

(秘密の保持)

第12条 受注者（その代理人及び使用人を含む。）は、この業務について秘密とされた事項を他に漏らしてはならない。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

令和2年4月1日

発注者 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠井之



受注者 愛知県名古屋市名東区照が丘239番2

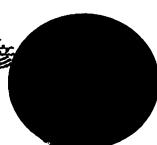
日本空調サービス株式会社

代表取締役 田中洋二

受注者代理人 東京都江東区潮見二丁目1番7号

日本空調サービス株式会社 FM管理部

取締役執行役員 FM管理部長 渡邊一彦



契 約 書



最高裁判所エレベーター等設備保守（以下「業務」という。）に関し、発注者最高裁判所（以下「発注者」という。）と受注者ジャパンエレベーターサービス城南株式会社（以下「受注者」という。）とは、次の条項及び別紙仕様書により請負契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（業務の名称、場所等）

第1条 業務の名称、場所、期間及び請負代金は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 最高裁判所エレベーター等設備保守
- (2) 場 所 東京都千代田区隼町4番2号 最高裁判所
- (3) 期 間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 請負代金 金7,480,000円
(うち消費税及び地方消費税額 金680,000円)

(秘密の保持)

- 第12条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、この契約に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 2 受注者は、発注者から交付された業務の対象となる書類等の保管について十分な注意を払い、内容の漏洩防止、書類等の紛失又は滅失防止について万全の措置をとらなければならない。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

令和2年4月1日

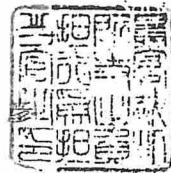
発注者

東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠井之



受注者

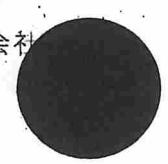
東京都千代田区東神田1丁

ジャパンエレベーターサ

代表取締役

号
株式会社

宮寺



契 約 書



最高裁判所庁舎事務西棟設備図面の統合等業務（以下「業務」という。）に
関し、発注者最高裁判所（以下「発注者」という。）と受注者株式会社あい設
計（以下「受注者」という。）とは、次の条項及び別紙仕様書により請負契約
を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（業務の名称、期間等）

第1条 業務の名称、期間及び請負代金は、次のとおりとする。

(1) 名 称 最高裁判所庁舎事務西棟設備図面の統合等業務

(2) 期 間 契約締結日から令和2年3月31日まで

(3) 請負代金（単価）

標準図面1枚当たり 金48,000円（予定数量113枚）

（消費税及び地方消費税は別途）

(4) 予定総額

金5,966,400円（うち消費税及び地方消費税額542,400円）

(秘密の保持)

第12条 受注者（その代理人及び使用人を含む。）は、この業務について秘密とされた事項を他に漏らしてはならない。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

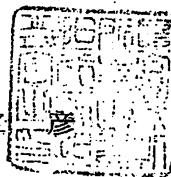
令和元年11月19日

発注者 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦



受注者 広島県広島市東区上大須賀町10-16

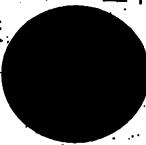
株式会社あい設計

代表取締役 清水慶典

受注者代理人 東京都江東区亀戸2丁目26-10 立花亀戸ビル4F

株式会社あい設計 東京支社

支社長 山田隆一



日本政府

040000

昭和二十一年
五月二十一日

工事請負契約書

工事請負契約書

- 1 工事名 最高裁庁舎エレベーター設備改修工事
- 2 工事場所 東京都千代田区隼町4-2
- 3 工期 契約日の翌日から
令和3年3月31日まで
- 4 請負代金額 金183,700,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金16,700,000円)
- 5 契約保証金 金18,370,000円
- 6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。ただし、この契約においては、第37条ないし第41条を適用しない。

(総則)

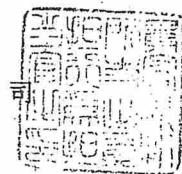
- 1 条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行つたものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年5月26日

発注者 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚



受注者 東京都荒川区荒川7-19-1
三菱電機ビルテクノサービス株式会社
代表取締役 林 美 克

受注者代理人 東京都荒川区荒川7-19-1
三菱電機ビルテクノサービス株式会社首都圏第
取締役支社長 宇和川 慎一



(別紙)

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

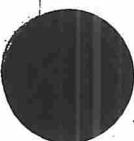
2. 解体工事に要する費用（直接工事費） 331,755円（税抜き）

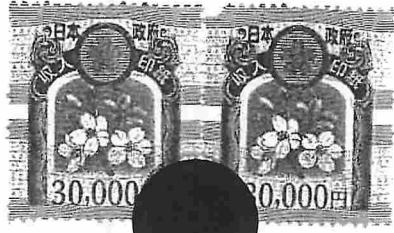
3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	三立建設㈱	東京都足立区小台25-11

4. 再資源化等に要する費用（直接工事費） 15,880円（税抜き）

工 契 負 請 事 約 書





工事請負契約書

- 1 工事名 最高裁庁舎機械設備改修工事
- 2 工事場所 東京都千代田区隼町4-2
- 3 工期 契約日の翌日から
令和2年3月9日まで
- 4 請負代金額 金159,500,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金14,500,000円)
- 5 契約保証金 金15,950,000円
- 6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。ただし、この契約においては、第37条ないし第41条を適用しない。

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年9月25日

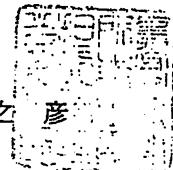
発注者 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長

笠井之彦



受注者 大阪府大阪市西区江戸堀一丁目9番25号

ダイダン株式会社

取締役社長

藤澤一郎

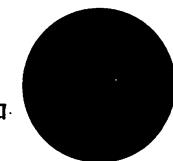
受注者代理人 東京都千代田区富

5番10号

ダイダン株式会社

取締役常務執行役

表力石和



(別紙)

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
	①造成等	造成等の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用（直接工事費）

該当なし

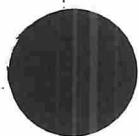
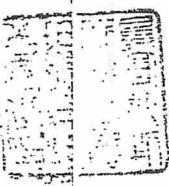
3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
該当なし		

4. 再資源化等に要する費用（直接工事費）

該当なし

工 事 請 負 契 約 書



通達印

3200

3回目
幕布ME64

工事請負契約書

- 1 工事名 最高裁庁舎耐震改修2期工事
- 2 工事場所 東京都千代田区隼町4-2
- 3 工期 契約日の翌日から
平成32年12月28日まで
- 4 請負代金額 金3,499,200,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金259,200,000円)
- 5 契約保証金 金349,920,000円
- 6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、特定建設工事共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帶して請け負う。

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年10月31日

発注者住所 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長

笠井之彦



受注者 東京都港区元赤坂1-3-1

鹿島建設株式会社

代表取締役社長

押味至一

受注者代理人 東京都港区元赤坂1-3-8

鹿島建設株式会社東京建築支店

副社長執行役員支店長

天野裕



(別紙)

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
	①造成等	造成等の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

(■を適用する。)

2. 解体工事に要する費用（直接工事費）

240,984,715円（税抜き）

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	株式会社エコファーマー	埼玉県草加市青柳2-7-45
木材	株式会社エコファーマー	埼玉県草加市青柳2-7-45

4. 再資源化等に要する費用（直接工事費）

8,923,949円（税抜き）